鎌倉市高齢者のための福寿優待サービス事業協賛申込について

【注意事項】

＊お申込みいただいた内容は、高齢者のための福寿優待サービス事業協賛店に関連する手続き、連絡以外での使用はいたしません。

＊記入された情報に変更がある場合、御連絡をお願いいたします。

＊協賛店舗として決定するにあたっては、審査基準（その業態が公共性を損なうおそれの

ない店舗であって、次のいずれにも該当しないこと）に基づいて審査を行います。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業に係る店舗又はこれに類する店舗等

⑵　貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条に規定する貸金業に係る店舗等

⑶　法律の定めのない医療類似行為に係る店舗等

⑷　労働者の募集に係る店舗等

⑸　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある店舗等

⑹　政治団体又は政治活動に係るものと認められる店舗等

⑺　宗教活動に係るものと認められる店舗等

⑻　迷信若しくは非科学的と認められる店舗等

⑼　特定の事項についての主義又は主張に係る店舗等

⑽ 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する者、並びにこれらの者と密接な関係を有する店舗等

 　 ⑾ 前各号に挙げるもののほか、サービスの内容又は表現が適当でないと認められる店舗等

＊協賛にあたっては、添付、鎌倉市高齢者のための福寿優待サービス事業協賛申請書を、

郵送、FAXまたはメールでご提出ください。

　　申請書提出先

　　　〒248-8686

　　　鎌倉市御成町18番10号

　　　鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課　行

　　 F　A　X　　　 ：0467-23-8700

　 メールアドレス ：kourei@city.kamakura.kanagawa.jp

　（第２号様式）

★鎌倉市高齢者のための福寿優待サービス事業協賛申請書★

鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課行



鎌倉市高齢者のための福寿優待サービス事業に賛同し、上記の内容で高齢者に対しサービスの

提供を行います。

年　　　月　　　日

店舗又は施設名

代表者名 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名または押印）

連絡先：電話 　　　　　　　　―　　　　　　　　　―

ファックス　　　　　　　―　　　　　　　　　―

メールアドレス

事業に関する連絡・送付先住所・担当者

　　〒

　　担当者名